

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月二十二日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五五―一五三

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署				別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道	所在地	官 署	級別	都道	所在地	官 署	級別

附則

二
(略)

備考1・2
(略)

(略)	県			鹿児島	(略)	府県
(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	
(略)	三級地			(略)	(略)	区分

二
(略)

備考1・2
(略)

(略)	県			鹿児島	(略)	府県
(略)	(略)	二	熊毛郡屋久島町宮之浦	(略)	(略)	
(略)	(略)	一五九三の島出張所	法務局屋久島	(略)	(略)	
(略)	三級地			(略)	(略)	区分

この規則は、公布の日から施行する。